香川県内で労災死亡事故が多発していることを受け、香川労働局の加藤敏彦局長から6月2日、当支部など労働災害防止関係12団体に対し、労災防止対策の徹底を求める下記の緊急要請がありましたので、緊急要請の趣旨をご理解いただき、安全活動の取り組みの徹底をお願いします。

「ストップ・ザ・死亡労働災害」

香川県内では、本年に入り、死亡労働災害が多発し、5月31日現在まで7人もの尊い命が失われています。

これ以上労働災害による犠牲者を出さないという強い決意のもと、県内事業者及び関係各位が安全確保を最優先し、高所作業、機械取扱作業といった死亡労働災害につながりやすい作業における機械設備の点検及び作業手順の遵守、並びに交通労働災害防止を徹底させるとともに、労働者に対する安全衛生教育の徹底、「見える化」等の安全活動の活性化に取り組んでいただきますよう緊急要請します。

平成26年6月2日

林業・木材製造業労働災害防止協会 香川支部長 木村 薫 殿

香川労働局長
加藤敏彦

「ストップ・ザ・死亡労働災害」実施要領

1. 取組期間

平成26年6月2日から平成26年12月31日

2. 主唱者

香川労働局及び管内労働基準監督署

3. 実施者

各事業場

4. 実施者の実施事項

全国安全週間実施要綱に記載された事項及び以下の事項に取り組む。

- (1) 企業トップによる死亡労働災害防止に係るメッセージの周知
- (2) 墜落・転落防止対策

職場内の危険箇所(スレート屋根、荷台等)の周知 職場内の危険箇所における安全作業(安全帯の使用、親綱の設置)の指導

(3) 重機災害防止対策

適正な作業計画の作成及びこれらに基づく作業の安全な実施(有資格者による実施) 職場内の危険箇所(吊り荷の下等)の周知、立入禁止措置の実施

(4) 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底